



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会

〒045-8555

北海道岩内郡岩内町字清住258

☎ 0135-62-1011

FAX 0135-62-3465

メールアドレス

iw-gikai.282283@water.ocn.ne.jp



ドキドキ 1年生!

2011. 5
No. 112

3会派の議員による代表質問 2 P

第1回定例会報告 11 P

代 表 質 問 (要 約)

3月14日、15日、3名の議員による町政全般にわたる質問が行われました。

品川 文 夫 議員 (志政クラブ)

高齢者の生きがい対策

■ 質 問 ■

商店街の空き店舗を利用し、高齢者団体による営業をお願いし、町として助成制度も含め、検討してはどうか。

を展開し、こうした活動

に対し町としても継続的に支援をしてきました。

また、岩内町社会福祉協議会は、「住民参加による安全・安心・福祉のまちづくり運動」として、

地域住民と高齢者が集い、語り合いの場をつくる事業を進めているところであり、この取り組み

が商店街においても展開されることで、商店街の賑わい、さらには高齢者

団体による喫茶コーナーの営業等につながるものと期待されます。

今後とも、岩内町老人クラブ連合会や岩内町社会福祉協議会さらには町

内会・自治会など多くの団体や個人などがともに

連携し、活動の場を広げられるよう支援していきたいと考えています。

現在、町内における高齢者の団体である岩内町老人クラブ連合会が中心

となり、様々な取り組み

を展開し、こうした活動

に対し町としても継続的に支援をしてきました。

職員のより高い 資質の向上を願って

■ 質 問 ■

現在町で各種の職員研修を行っていることは、承知しているが、職員の資質向上のために、どのような研修が進められているか。

■ 町 長 ■

職員の能力開発は、長期的な視点に立ち継続的に行わなければならないと考えており、今後とも、基礎的な法制度などの行政研修だけでなく、総合

保健センターに

薬剤師の配置を

■ 質 問 ■

保健センターに薬剤師を配置し、安心して薬の服用が出来るように、また総合的な健康管理を進める上でも必要と考えるが。

定となっており、その中で一体的な整備を図ることとなっております。

保健センターの事業は、地域保健法に必要な業務が規定されており、

町としても、保健センターの主な業務は、乳幼児から高齢者までの住民に

対する健康診査、健康相談業務などの充実を中心に考えています。

岩内保健所には薬剤師一名が配置されているほか、北海道薬剤師会では、

「ほっかいどう・おくす

り情報室」という電話相談サービスを実施しています。

また、町内の各薬局にも薬剤師が配置されており、薬を買った際や調剤を受け取った際には、診療の一環として相談や説明を行っていることから、保健センターに薬剤師を配置することについては、保健所をはじめ各

関係機関との役割など、十分勘案した中で、慎重に検討をしたいと考えています。



谷口 雅史 議員（公明党）

平成二十三年年度

町政執行方針について

■質問■

一、①上岡町長の所信のお話で、町長の全身全霊を傾け、町民の幸せと町の発展に全力で取り組んできたとは具体的にどのようなことか。

②地方の経済、雇用の深刻な状況下、町の行政事務の見直して、留保財源・余剰金を生みましたが、どのような創意工夫をされたのか。

二、①わが町における「緊急雇用創出推進事業補助金」の額はいくらか。

②本年度の「地域活性化交付金」「電源立地地域対策交付金」の事業内容は。

三、①本町の、子ども

手当の財源構成について、本町では、予算計上されたのか。

②本町財政への影響について。

四、①雇用対策は、国・

北海道の緊急雇用創出推進事業を積極的に活用し、町・中小企業・商工会・学校と就職者の意見交換会など、町の積極的推進が大事だと思えますが町長の所見は。

②観光振興対策について、年間約十万人の観光客が訪れる道の駅たら丸館、新しい道の駅、建設の英断は。

③観光振興対策の中には雷電地区の観光の計画はあるのですか。

■町長■

一、①私は、公約の実現に向け、心身の力のすべてを集中し、職務に専念してきました。「財政再建」では、平成二十一年度決算で実質収支の黒字が維持され、財政健全化指標もすべて良好となり、二期八年間の苦勞が実を結びつつあります。一方、役場庁舎建設など中長期的な懸案事項が山積し、今後も取り組みを継続する必要があります。「産業活性化」や「安全安心なまちづくり」、「住環境の整備」についても、全身全霊で取り組んでおり、その集大成として町民の幸せと町の発展があると確信します。

②事務事業の見直し

は、補助事業や報酬等の見直し・学校給食や除雪の委託・ごみの有料化・低燃費車の導入など、創意工夫の取り組みは、公共施設の運営方法等の見直し・町営住宅の訴えの提起・行政サービス制限条例・人件費の削減・枠配分予算や借換債の実施などです。

その成果は、財政健全化団体への転落の回避や土地開発公社の解散、臨海部土地特会と国民健康保険特会の健全化、財政調整基金等の積み増しなどに現れています。

二、①②この事業は、現下の厳しい雇用失業情勢を鑑み、離職を余儀なくされた失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会の創出

等を図ることを目的に交付されるもので、平成二十三年度の補助予定額は、二千九百八十四万四千円となっております。緊急雇用創出推進事業は、昨年度も実施している「町道等清掃事業」や「不法投棄監視巡回事業」など六事業を継続して実施し、平成二十三年度から「小学校外国語指導助手配置事業」および「小中学校学習・生活支援事業」を新たに実施し、これらの事業の実施における雇用創出効果を十六人と見込んでおります。

地域活性化交付金は、「きめ細かな交付金」と「住民生活に光をそそぐ交付金」の二つに区分されます。「きめ細かな交付金」では、東山保育所の改修工事、墓園の舗装新設工

事、円山展望台トイレの除却工事、町道および河川の維持・補修、公営住宅の改修工事、教員住宅の除却工事、第一中学校のグラウンドネットフェンス設置工事、および郷土館駐車場の舗装工事を計画しています。「住民生活に光をそそぐ交付金」では、岩内厚生園建て替えに対する整備支援事業補助金、小中学校の図書室整備として、学校図書・本棚等の購入、および介護・福祉サービスクに係る移動連絡車の購入を計画しています。電源立地地域対策交付金については、平成二十三年度予算案において一億九千六百万円を計上しており、事業内容としては、保育士の人件費に充てる保育所運営事

業、保健師・栄養士の人員費に充てる保健福祉サービス提供事業、老人福祉センターの改修事業および第一中学校の給水設備等改修事業を計画しています。

また、平成二十二年度の電源立地地域対策交付金により積み立てた公共用施設維持修繕・維持補修基金を活用した事業として、木田金次郎美術館外壁等改修工事を計画しています。

三、①本年一月、政府方針が示され、国会に予算案が提出された旨の情報提供があり、本町は、この方針に基づき計上しています。



②現在、〇歳から十五歳までと二十三歳から六十九歳までの扶養控除額が同じ三十三万円であること、十六歳から十八歳までと十九歳から二十二歳までの特定扶養控除の上乗せ控除額が同じ十二万円であることから、データとしては、区分がされていないため、ご質問にあります町税への影響額を把握することはできませんが、平成二十四年度の住民税から影響を受けるため、現在その作業が進められており、平成二十三年の十一月頃までには、影響額が把握できるものと考えています。

四、①長引く景気の低迷により雇用情勢が悪化する中、雇用対策は町単独として捉えるのではなく、社会全体の課題として取り組まなければならないものと考えています。

こうしたことから、町、ハローワーク、後志総合振興局、商工会議所、管内の高等学校等で構成される高卒者就職対策連絡会等において情報や意見の交換を通し、雇用対策について協議を行っております。

今後こうした機会を活用するとともに、国・道の雇用創出事業や経済対策事業等に取り組みながら、関係団体と連携し、雇用の確保に努めます。

②新しい道の駅の建設については、施設そのものの根幹に関わることから、単に施設をどうするかではなく、今後の観光需要や道の駅の集客効果、観光客のニーズに応じた受け入れ体制の整備、さらには町全体の観光振興を見据えた中で判断が必要と認識してい

ます。

こうした観点から、情報発信拠点として本来の機能を有した道の駅の再構築を図りたいと考えており、この基本的な方向性については、新たな総合計画、過疎地域自立促進市町村計画に位置づけられていますので、これらに沿って検討を進めます。

③雷電地区は雄大な海岸景勝や温泉資源を有しており、町内の観光ネットワークを形成する上からも、重要な観光資源であることから、新たな総合計画においても「自然景観を生かした観光フィールド」と位置づけられています。

今後は、国・道の事業の活用も視野に入れながら、エリアの構築を図りたいと考えています。

雷電地区の海岸線にある「町道雷電傘岩線」は、国道二二九号線の防災トンネル工事に伴い、奇岩である傘岩が望めなくなることを惜しむ声が多く寄せられたため、道路管

理者である国と協議を重ね、海岸公園としてではなく遊歩道として供用を開始しました。

この遊歩道は、ウエンドマリ駐車場から徒歩で散策でき、弁慶の刀掛岩を望める絶景地としても活用されています。

今後は、雷電地区の新たな名所となるよう観光パンフレットやインターネットを活用し広く周知します。

■再質問■

剰余金は、住民サービスに還元すべきでは。

■町長■

剰余金を中長期的な懸案事項への備えとする一方で、平成二十三年度も地元企業対策や障害者対策、高齢者対策、保健衛生対策、学校教育等の充実、日常生活対策などに配意しました。



大石 美 雪 議員（日本共産党議員団）

平成二十三年年度

町政執行方針について

■質 問■

一、①町の人口が一万五千人を割りました。そこで、直近で他地域へ移住された方の年代別人数。

な情報公開や説明会をして結論を導くことになっているか。

②平成二十三年度に取り組む少子化対策は。

③にしん資源の復活は待たれていますが、泊原発の取水や温排水があり、困難がありますが、その見通しは。

③過疎化と高齢化への施策は。

④町の施策の結果として、表れている人口減もあるのではないか。

④農業振興では、町は収益性の高い特色ある作物の選定、栽培、消費者ニーズを捉えた農業の確立とされていますが、その進展は。

二、①漁業振興対策と農業振興対策で、上岡町政八年間の予算の推移は。

三、①たら丸館とトラ丸市場周辺の開発では、どのようなプロセスで進めて行きますか。

②ごみ最終処分場の候補地が、浅海藻場造成試験をしているところに近いが、地域住民への十分

②進めて行く上で、障害になっていることは。

■町 長■

一、①他地域へ移住された方の年代別人数は、住民基本台帳に基づき、平成二十二年三月から平成二十三年二月までの直近一年間の、転出者総数は、六百四十四人で、その内訳は、〇歳から九歳までが、七十八人。

宮頸がんワクチン、乳幼児の小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの予防接種事業を実施しました。

十代が、七十二人。
二十代が、百五十人。
三十代が、百五十五人。
四十代が、六十人。
五十代が、五十二人。
六十代が、三十人。
七十代が、二十人。
八十代が、十八人。
九十代が、九人です。

③町政執行方針で示した各種施策については、背景には過疎化および少子高齢化対策を踏まえての内容となっており、「財政再建」「産業の活性化」「安心安全なまちづくり」「住環境の整備」の四項目の推進により、住民が安心と充足感に満ちた、暮らしやすい環境づくりを目指します。

②平成二十三年度からは新たに、子どもを産み、育てる環境を整備する事業として、中学校一年生から高校二年生相当年齢の女性を対象とした、子

④人口減少についての全体を通じての傾向としては、死亡等の自然減と若者層の流出が主たる要因と考えます。

町としては、若年層の

ためにも雇用の場の創出が重要との観点から、産業の振興による地域内企業の維持・拡大および企業誘致に努めています。

長引く不況の影響等もあり、厳しい状況にはありますが、少しでも人口減少傾向に歯止めをかけて行くため、今後とも、雇用創出への取り組みを進めます。

二、①農林水産業費の当初予算の、平成十六年度から平成二十三年度までの推移につきましては、平成十六年度は六億一千九百九十四万四千円、平成十七年度では六千二百一十一万六千円、平成十八年度は一億二千三百五十四万六千円、平成十九年度では九千九百三十六万八千円、平成二十年度では三千四百三十一万二千

円、平成二十一年度では三千五百八十三万六千円、平成二十二年では三千九百七十八万二千円となっており、平成二十三年度の当初予算案では四千百八十七万一千円の計上です。

②ごみ最終処分場候補地と漁業振興との関わりや、関係する団体等も含め、情報公開および住民説明等、これらを進める事業のプロセスについては、事業者である岩内地方衛生組合により、状況に応じた適切な対応により進められるものと認識しています。



高齢者対策について

■質問■

一、①高齢者への生活支援サービスなどの継続を述べていますが、平成二十三年二月末で、六十五歳以上の世帯数とその割合。

②この事業は不用額も多く、執行方針と事業内容との整合性がとれません。その理由は。

③今後、この事業をどのように取り組むのか。

②六十五歳以上の単身世帯。

③そのうち六十五歳から七十四歳までの世帯。

三、①自立した日常生活の支援の訪問給食サービス事業について、今後の進め方は。

④七十五歳以上の単身世帯。

②一食六百円の料金の引き下げ。

⑤六十五歳以上の世帯の総数。

③利用者へのアンケートなどの実施を。

⑥七十五歳以上の世帯数は。

四、①国は、交通基本法の制定を進めています。が、地域での最適な移動手段の確保が切実に求められています。

二、①在宅生活支援事業の「在宅生活支援指導訪問事業」と「生きがい活動支援通所事業」はどのようにしているか。

②住民利便性向上のため各種検討について。



②新たな開発に際しては、たら丸館、タラ丸市場など単体では解決できない課題が生じていることから、町全体で情報と目的の共有を図りながら、将来の観光振興策を見据えた中で判断し、進めることが重要であると考えております。

三、①たら丸館は、平成五年に道の駅として国の指定を受けましたが、他の道の駅のように単体として本来の機能を全て有している施設と比べ、施設の規模や運営形態に大きな隔たりを生じています。

開発を進めるためには、こうした課題とともにタラ丸市場との連動も含め、エリア全体の位置付けが重要であり、今後の観光需要や、道の駅の集客効果、観光客のニーズに応じた受け入れ体制の整備、さらには町全体の観光振興を見据えた中で判断が必要と認識しています。

従いまして、道の駅から丸館、タラ丸市場の開発プロセスについては、現段階で明示するには至っておりませんが、再構築に向けての基本的な方向性については、新たな総合計画、過疎地域自立促進市町村計画に位置付けていることから、これらに沿って検討を進めます。

従って農業者に対しては、消費者ニーズを知るための情報の提供や、さらに農業協同組合、農業研究機関などと連携をとり、新たな作物の選定、栽培に関する情報収集、農業者との情報交換を行い、粘り強く農業の振興を図って行くことが必要と考えています。

④農業振興に関して、町の農業がおかれていた状況を考えた場合、その方向性として、収益性の高い特色ある作物の選定・栽培、消費者ニーズを捉えた農業を確立することが必要です。

農家の有志の方々が、明日葉に着目し、その生産販売を行い、町の農業振興に一定の成果を上げましたが、これに続く作物は生まれていない状況です。

平成二十三年度以降はこの成果を元に、三年間で毎年四十万尾のニシン放流を行い、この海域に適した放流技術の確立を目指した、試験検討が継続して行なわれる予定です。

ニシン資源復活は、日本海北部の例でも約十年間を要していますので、長期的な視点にたつての検討が必要であり、その経過の中で、原子力発電所の課題を含めた、種々の状況、その対策が明らかになるものと考えています。

③コミュニティバスなどの具体的な調査は。

④地方公共交通確保維持改善事業について。

⑤移動権の保障に福祉バスの町内運行は。

五、①保険証の窓口留め置き世帯に占める六十五歳以上七十四歳までの世帯数は。

②保険証がなく病院へかかれぬ高齢者の方への対応は。

③年金生活で生活保護基準以下の高齢者には減免制度の一部改正を行い支援すべきではないか。

④短期保険証・資格証明書の発行ではなく、国の制度を受け入れ、安心して老後を過ごせる取り組みをするべきでは。

■町長■

一、①、②、③、④、

⑤、⑥総務省における「人口等基本集計」の、全国結果の公表予定時期が、平成二十三年十月となっており、現時点においては詳細が不明なため、直近の平成二十三年二月末現在における、住民基本台帳の数字では、世帯総数七千三百八十六世帯のうち、六十五歳以上の一般世帯は、三千三百四十七世帯、割合では、四十五・三％。

六十五歳以上の単身世帯は、千五百六十九世帯、そのうち、六十五歳から七十四歳までの世帯は、六百十一世帯。七十五歳以上の単身世帯は、九百五十八世帯。六十五歳以上の世帯の総数は、二千四百十四世帯。

そのうち、七十五歳以上の世帯は、千二百四十一世帯です。

二、①、②、③「在宅生活支援指導訪問事業」と「生きがい活動支援通所事業」の対象者は条例により、要支援、要介護の認定を受けていない方です。

事業の実施は、本人、家族の申請により自宅を訪問し、身体状況等について聞き取り調査をし、利用者の保健・福祉の向上を図る目的でサービスの提供に努めています。

予算に対する不用額について、予算の積算は、前年度の利用実績をもとに、新規対象者を推計し、予算計上しているもので、利用者の人数が見込みより減少したことが、不用額となりました。

今後の事業の取り組みは、在宅生活を支援する目的から、これまでと同様に、所要の予算を計上し、必要なサービスを提供します。

三、①、②、③訪問給食は、食事を賄うことが困難な高齢者の方に対し、栄養士の献立による

夕食を届け、利用者の安否確認をあわせて行っています。

高齢者の健康の保持と増進を図る重要な目的を担う事業であり、今後も引き続き、訪問給食のサービスを提供します。

配食内容を見直し、利用料金引き下げの検討については、介護保険の地域支援事業として実施しており、平成二十三年度は、介護保険事業全体の将来展望を見据えた中で、平成二十四年度から平成二十六年度までの第五期介護保険事業計画を策定する時期となっています。

介護保険事業の一つでもある訪問給食サービスも、食事の量やその内容等について、利用者の意見をお聞きするため、アンケートを実施する予定です。

利用料金は、給食を利用者のもとへ配食するまでにかかる一食当たりの費用が、平成二十一年度実績では、千二百七十円となつていますが、介護保険料のほか、国・道・

町・それぞれの負担により、一食当たりの利用料金を六百円と定めています。

しかしながら、高齢者にとつて決して安くはない利用料金であると認識していることから、アンケートの結果や、ご提言を参考としながら、特に介護保険料の上昇分などを勘案し、第五期介護保険事業計画の中で、検討したいと考えています。

四、①この協議会では、補助対象路線の条件となる3カ年計画の策定の他、路線の見直しや収支の改善に関する検討を行っています。

②高齢化の進展等に伴い、公共交通の役割は重要性を増すなか、地域全体における公共交通のあり方を検討する時期に来ており、今後、具体的な対策について、各種検討を進めることが必要と考えます。

この事業は、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段の確保維持を図るために、必要な支援を行うもので、実施にあたっては、これまでどおり、国、地方自治体、事業者等で構成する地域協議会の議論を経て計画を策定することになります。

③地域の公共交通のあり方を検討するには、地域の自然的条件、経済的諸条件を考慮し、地域住民の理解のもとに、地域の実態に則した施策を講じることが重要と考えます。

このため、平成二十三年度は、調査の第一段階として、道内先進地域における取り組みを調査し、コミュニティバスをはじめとした各種施策の比較検討を実施します。

④地方公共交通確保維持改善事業は、路線バスの運行補助事業をはじめ、従来、個別に策定されていた国の交通支援策を整理・統合し、平成二十三年度より実施されます。

この事業は、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段の確保維持を図るために、必要な支援を行うもので、実施にあたっては、これまでどおり、国、地方自治体、事業者等で構成する地域協議会の議論を経て計画を策定することになります。

自治体の臨時職員の待遇改善について

⑤移動権の保障としての福祉バスの活用については、地域での最適な移動手段の確保を図る上で、福祉バスの活用を含めて、バス事業者およびタクシー事業者などの町内関係機関とも協議の上、あらゆる手法を検討材料として議論を重ねたいと考えます。

五、①五世帯。

②緊急に医療を受ける必要が生じた場合には個々の事情を十分に確認し、短期保険証を交付するなど、適切かつ迅速な対応を実施しています。

③・④、収入金額のみを勘案すれば、保護基準以下に該当する方も考えられますが、遺族年金・障害年金などの非課税所得、預貯金・資産、扶養親族の援助など、実際の世帯状況を十分に調査した上で、減免の適用について判断します。

仮に調査の結果、保護基準以下の経済状況で、保護の申請が妥当と判断

できる場合は、本人の申請意思を確認の上、福祉事務所と連携を図り、医療扶助の適用を考慮し、保護の申請を検討します。

特にこのような世帯であれば、国保税は軽減の適用を受けており、単身世帯で年税額は二万四千六百円と推計され、一律に国保税のみを全額減免したとしても、生活状況が大幅に改善されることには、つながらないと思います。

したがって、個々の事例の困窮度を十分に確認し、減免の適否を判断する一方で、税の公正さを失わないよう、短期保険証・資格証明書の交付、滞納処分を執行するなど、収納率向上対策に取り組んでいきます。

■質問■

一、①臨時保育士の募集は、三月に五名となっていて、その賃金は正規の職員の四割に満たず、期末手当もないが、保育士は地方公務員法の恒常的職務にあたりませんか。

②恒常的職務ならば、地方公務員法に逸脱するのでは。

③賃金が低く、有期雇用のため、公務労働に求められる専門性、総合性、継続性などが失われるのではないか。

④臨時の一般職員で、生活保護以下の賃金で採用している事例は。

⑤町の非正規雇用労働者の長期安定雇用や待遇改善を抜本的に進めるべきでは。

■町長■

一、①、②年度で保育士の必要人数に変動が生じており、この状況へ対応するため地公法の「臨時的な職」として臨時保育士を任用しており、地公法に逸脱するとは考えていません。

③正職員や臨時職員の別なく、入所児童の保育方法等の意見交換を行い、現場の一体性を確保しながら保育を行っています。

④今年、高校卒業の満十八歳の方を任用した場合の賃金は月額で約十二万九千円、年額で約百五十五万一千円となります。

⑤地公法の臨時的任用は、六カ月間を超えない期間で行うことができ、さらに、その期間は六カ月を超えない期間で更新できますが、再更新は認

められず、長期雇用契約を結ぶことは困難であります。賃金の支給などは、「岩内町臨時職員および非常勤職員の任用に関する要綱」に基づき取り進めます。



4. 4 保育所入所式の様子

公契約条例について

■質問■

一、①中学校の給食の調理業務の民間委託では、経済性を追求するために労働条件の引き下げになっているのでは。

②公契約のあるべき姿に逆行する低い労働賃金になっているのでは。

二、庁舎内の清掃業務などの管理業務委託をしているが、そこでの労働者の賃金や権利などが守られているか、町は把握しているか。

三、最近苦情のある新設の栄団地は、低価格落札方式で、低賃金労働粗悪資材の使用が原因ではないですか。

四、豊かで安心な地域社会実現に向け、町も公契約条例を制定すべきではないですか。

■町長■

一、①中学校の給食調理は、当時の判断として、正規職員の調理師が少数となり、自校方式での実施ができなくなる状況を踏まえ、民間委託を選択したものです。

②平成二十二年度の調理業務は、落札業者の内訳入り見積書を確認し、調理員などの給料単価すべてが最低賃金を超えていたことから、特段の問題がないとして委託契約を締結しました。

二、委託業務の落札業者に対し、内訳入り見積書の提出を求め、労働者の給料単価等を確認しており、不適切な積算の場合は改善等の措置を講じるよう指導を行っています。

三、栄団地建替事業は、予定価格が二百五十万円を超えており、極端な低価格入札を防止するた

め、最低制限価格を設定しています。

作業従事者の賃金は、公共工事の設計単価を用いて適正に設計していますが、下請け業者の労働条件は、労働者と使用者が対等の立場で決定されます。工用資材は、品質保証書等により検査合格品の使用を確認しています。

四、公契約とは、国や地方自治体が公共工事や委託事業を民間に発注することですが、増加傾向にあり、労働者の賃金低下等の懸念もあるため、一部の地方自治体では、一定水準以上の賃金支払いを義務付ける公契約条例等を制定しています。

政府は、賃金等の労働条件は当事者間の合意によるべきとしていることから、国に対する法制定の要請や自らの条例制定については、必要の是非を含め、検討する必要があります。

■質問■

一、①水道水の使用の少ない老人世帯や単身者にとつては、水道料金を見直してほしいとの声があるが、基本水量を十トン千五百七十円にして以来、一世帯の人数も減っている今日、基本水量を変える必要があるのでは。

②基本水量十トンで千五百七十円とした設定当時の一世帯の平均人数と今では。

③仮に基本水量五トンで七百八十五円とすると一カ月五トン以下の世帯数と町の収入減はいくらか。

④一般会計へ貸し出しをしているが、数十年の経費を見積もり、水道料金の見直しをするべきではないか。

⑤水道料金の滞納に対しても差し押さえなどを

するのであれば、不公平感のない料金体系に改めるのは当然ではないか。

■町長■

一、①一世帯当たりの人数減少と基本水量の変更については、一世帯当たり人数の減少が、平均使用水量の減少とは直接的に連動しておらず、現在の基本水量十トンは妥当なもの判断しています。

②一世帯の平均人数については、現料金体系になつた平成九年度の一世帯の平均人数は二・三五人、現在の平均人数は二月末現在で二・〇二人であります。

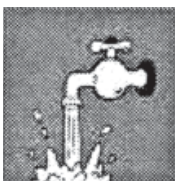
③基本水量を一カ月五トン・基本料金を半額にした場合の対象世帯数と収入減については、一月までの家事用給水戸数は五千九百四戸、このうち一カ月五トン以下の戸数は千六百二戸、基本料金

水道料金の見直しについて

の収入減は約百二十六万円になります。

④水道料金の見直しについては、現在、大規模改修を実施中のため財政的な基盤強化が大変重要であり、取り組めないものと判断しています。

⑤不公平感のない料金体系については、町税等の滞納に対する制限措置に関する条例は水道料金に関しては適用対象外であり、不公平感の原因にはならないものと考えています。



教育行政執行方針について

■質問■

一、①小学校の配置数は三校を二校とする基本方針を定めたとはいませんが、どのような経過を踏み、どのような議論を経て、どの機関で決めたのか。

②テストの結果を踏まえて対策を立て、実践を重ねた後に全国学力テストをすべきで、今年もテストをする根拠はどこにあるか。

③全国学力テストの結果を踏まえて、望ましいークラスの人数はどの程度と考えているか。

②保護者のアンケート以外で、町民の懇談会への出席人数や意見応募数が非常に少ない理由は。

③当事者は先生と生徒で、子供の負託を受けている父母と先生との議論の場が必要ですが、実施しましたか。

④先生の意見について。

二、①過去の全国学力・学習状況調査の結果は個人情報以外公表をすべきではないか。

②町民懇談会等の周知方法は、広報いわないや防災行政無線等で行い、小中学校等の保護者に対しては、周知文書を全世帯に配付しました。

参加人数は、町民懇談会が二十三名、意見募集が十二名でありましたが、これまで岩内町が実施してきた各種懇談会やパブリックコメントと比較しても、非常に少ない人数とは言えないと考えています。

しかし、今後の懇談や意見募集にあたっては、更なる取組み等の工夫は必要であります。

なお、平成二十一年度実施した小学校等の保護者アンケートでは、全保護者の六十四、五％にあたる五百八十一名から回答があり、十分な意見等が寄せられています。

③父母と先生との議論の場は設けてはおりませんが、これまで保護者、地域、学校職員の意見を聞く場を設けており、ご質問のような場の設定は満たされています。

④九名の学校職員から意見書の提出があり、内容については二校が望ましい、町民の意見を優先すべき、学校予算の充実等でありました。

なお、意見が少数であったのは、多くの学校職員が学校の適正化は地域で決められるべきと考えているからではないかと推測をしています。

二、①平成十九年度より実施されている全国学力・学習状況調査は、年度毎に教育委員会で実施方針を策定し、実施しています。

調査結果の公表は、教育委員会の判断に委ねられており、調査結果が学力の特定の一部であり、学校の序列化等による無用な混乱等を招くことのないよう十分配慮し、これまで公表を差し控えており、平成二十三年度も同様の方針で臨みます。

②全国学力・学習状況調査を引き続き実施する必要性は、過去四回の結果から、本町の課題が明らかになり、各学校ではこの課題に向けた対策に取り組んでいます。

こうした対策を立て、実践を重ね結果の検証することは、大変重要であり、こうしたことが本町の学力向上に結びつくものと考えているため、平成二十三年度町内全校で

実施する必要があると判断しました。

③ークラスの人数は、公立義務教育諸学校の学級編制および教職員定数の標準に関する法律に基づき定められ、全国学力テストの結果と望ましい人数を関連づけることは、差し控えさせていたできません。

定例会報告

本年度 一般会計 特別・企業会計 予算総額約124億円決まる!!

平成二十三年各会計補正予算等を審議する第一回定例会は、三月七日招集され、町長より行政執行方針、教育長より教育行政執行方針が述べられ、提出議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。

三月十四日に再開し、各会派の代表である三名の議員により代表質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、全議案を原案どおり可決し、三月十八日閉会しました。

審議した案件

全議案は原案どおり可決されました。

《予算》

○平成二十三年一般会計予算
健康診査業務委託料・がん健診業務委託料・予防接種業務委託料等約五千四百万円、公営住宅（栄団地）建替工事費等約八千四百万円が決まりました。

○平成二十三年国民健康保険特別会計予算
特定健康診査業務等委託料六百七十五万円が決まりました。

○平成二十三年臨海部土地造成事業特別会計予算
新港地区工業団地分筆図作成業務委託料約二十万円が決まりました。

○平成二十三年度公共用地先行取得事業特別会計予算
土地開発基金繰入金十万円が決まりました。

○平成二十三年度介護保険特別会計予算
地域包括支援センター業務委託料二千七百万円が決まりました。

○平成二十三年度深層水事業特別会計予算
深層水分水計装システム機器保守管理業務委託料約百万円が決まりました。

○平成二十三年度後期高齢者医療特別会計予算
後期高齢者医療システム委託料等約百万円が決まりました。

○平成二十三年度水道事業会計予算
道道野東清住線（外三線）仮設配水管等布設工事費一千八百万円が決まりました。

○平成二十三年度下水道事業会計予算
汚水管渠布設工事費約三億五千八百万円が決まりました。

○平成二十二年一般会計補正予算
岩内厚生園整備支援補助金六千万円、国民健康保険特別会計繰入金三千万円の追加補正をしました。

○平成二十二年国民健康保険特別会計補正予算
国保総合システム保険者負担金約九十五万円の追加補正をしました。

○平成二十二年臨海部土地造成事業特別会計補正予算
一般会計繰入金等二千万円の補正をしました。

○平成二十二年介護保険特別会計補正予算
スプリングラー設備整備費補助金約三百六十五万円を翌年度に繰越をしました。

《条例設定・改正》

○岩内町墓地条例設定
墓地の設置及び管理について必要な事項を定めるため、条例を設定しました。

○岩内町国民健康保険条例の一部を改正する条例設定
出産育児一時金の支給額について、改正をしました。

《予算》

○岩内・寿都地方消防組合規約の変更
事務所位置の変更の協議について議決しました。

○北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更
構成団体の変更の協議について議決しました。

○北海道市町村総合事務組合規約の変更
構成団体の変更の協議について議決しました。

○公の施設の指定管理者の指定
岩内町デイサービスセンターの指定管理者を「社会福祉法人 岩内町社会福祉協議会」に指定しました。

○公の施設の指定管理者の指定
岩内町郷土館の指定管理者を「特定非営利活動法人 ぱとりあ岩内」に指定しました。

《認定》

○町道路線の認定
道路法の規定に基づき、町道路線の認定をしました。

《人事》

○固定資産評価審査委員会委員の選任同意
三上勝氏の選任に同意しました。

審議した意見書

○地域医療存続のための医師確保に関する意見書

○札幌地方裁判所岩内支部及び札幌家庭裁判所岩内支部に裁判官を常駐させることを求める意見書

○公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書

議会を傍聴してみませんか。

みませんか。

議会開会については、当日の朝の防災無線でお知らせします。手続きは、受付名簿に名前・住所・年齢を記入するだけです。

編集後記

「議会たより百十二号」をお届けいたします。第一回定例会での代表質問を中心に編集しました。ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会たよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部よりお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴してください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

なお、町ホームページ内の議会のページに、一般質問の全文を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

また、議会たよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

表紙の写真は、四月六日の東小学校の入学式の様子を撮影させていただきました。

二十五名の新入生は、皆笑顔で、自分の名前を呼ばれると、大きな声で返事をしていました。

お父さん、お母さんも我が子の晴れ姿に目を細めていました。

なお、議会たよりで使わせていただきました写真は、ご希望があれば差し上げますので、お気軽にご連絡ください。

(議会運営委員会)